

令和4年度 朝日町監査計画

1 監査の基本方針

本町においては、先の見えない新型コロナウイルス感染症の感染拡大や頻発する自然災害等への対応は喫緊の課題となっているなど、厳しい社会経済状況におかれている。

こうした中においても、本町が持続的に振興発展するためには第6次朝日町総合発展計画(2018年度～2027年度)並びに第2期朝日町まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年度～6年度)の着実な推進とともに、社会経済情勢等の変化に即した柔軟かつ積極的な対応が必要である。あわせて、昨年度からスタートした第3次朝日町行財政改革実現プラン(2021年度～2023年度)により一層の行財政改革が求められる。

このような状況を踏まえ、令和4年度の監査は、監査基準(令和2年2月設定)に基づき、住民福祉の増進と最少の経費で最大の効果をあげているかを基本に、公正で合理的かつ効率的な町の行財政運営確保のため、適法性、適正性、有効性、効率性及び経済性の観点に立って実施する。なお、効率的かつ効果的に監査を実施するため、内部統制に依拠した監査を実施する。

2 監査の重点事項

(1) 全般的事項

町政が、第6次朝日町総合発展計画・基本構想並びに各個別計画に基づき執行され、町の活性化、住民福祉の増進に寄与しているか。

行財政に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令等に基づいて適正に執行されているか。

収入は、確実かつ厳正に確保されているか。また、債権管理は適正に行われているか。

支出は、適正かつ効率的に執行されているか。

工事、委託等の契約関係事務は、公正かつ適正に行われているか。

財産の取得、処分及び維持管理は、適正に行われているか。

補助金等の交付は、適正に行われ、財政援助団体の事業運営に効果的に執行されているか。

町は、組織及び経営の合理化に努め、その規模の適正化を図っているか。

事業の進行管理は適確に行われているか。

監査等で指摘されたことは、改善されているか。

(2) 個別事項

移住・定住対策について

- ・人口動態からみた効果的な施策展開の方向

コロナ禍対策について

- ・ 交付金対象事業の合理性と効果検証

債務負担行為と繰越明許費の適法性について

地球温暖化対策について

- ・ まちづくりとの関連性、ゼロカーボンシティ宣言後の取り組み

指定管理者について

- ・ 安全性、継続性、発展性の視点での課題検証

事業継続計画について

- ・ 策定、点検、実行の着実な推進

県・町の連携事業について

- ・ 事業の在り方、義務負担の有無等

職員の育成と働き方改革について

3 監査実施計画

本年度の監査は、朝日町監査委員の監査の執行に関する条例に基づき、次の各項及び令和4年度監査計画表(4頁)により実施する。ただし、日程等については、監査委員が協議の上計画を変更する場合がある。

(1) 財務監査(地方自治法第199条第1項)

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に、また、事業の経営に係る管理が合理的かつ効率的に行われているかについて実施する。

(2) 行政監査(地方自治法第199条第2項)

一般行政事務の執行について、決算審査及び財務監査時に実施する。

(3) 財政援助団体等に対する監査(地方自治法第199条第7項)

財政援助を受けている団体、出資団体、債務保証団体及び公の施設管理委託団体等に対し、出納その他の事務の執行について、決算審査及び財務監査時に実施する。

(4) 例月出納検査(地方自治法第235条の2第1項)

一般会計、特別会計及び公営企業会計の現金の出納について、毎月例日(原則27日)に実施する。

(5) 決算審査(地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項)

令和2年度の決算及び関係諸表等の計数を確認するとともに予算の執行、事業の経営が適正かつ効率的に行われたかについて実施する。

(6) 基金の運用審査(地方自治法第241条第5項)

基金の運用状況を示す書類の係数を確認し、それぞれの設置目的に基づき、適正かつ効率的に運用されているかについて実施する。

(7) 財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項)

令和3年度決算により、適正に算定されているかを審査する。

4 監査の方法

- (1) 監査は、各課等の財務に関する事務並びに事務事業の執行状況等について、各所属長等の出席を求めて聴取する。
- (2) 提出を求めた監査資料及び関係書類、諸帳簿等の内容を監査する。
- (3) 必要に応じて、建設工事等の現場監査を実施する。
- (4) 監査が終了したときは、必要に応じて所属長及び係長等の出席を求め講評を行う。指摘事項等については、改善措置の報告を求めるとともに、フォローアップシートによる追跡調査を実施する。

5 報告及び公表

監査の結果については、地方自治法第199条第9項の規定により、町長、議長及び関係委員会等に報告し、これを公表する。

令和 4 年度 監査計画表

区分 月別	・ 例月出納検査 ・ 基金運用審査	決算審査 (在庫監査)	財政健全化 比率等審査	財務監査	・ 財政援助団体等 に対する監査 ・ 行政監査
4		()			
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
監査 現在日	前月末日	前年度	前年度	当年度	前年度・当年度
監査 対象	令和 4 年度 一般会計・特別 会計・企業会計 の予算執行状況 基金の運用状況	令和 3 年度 一般会計・特別 会計・企業 会計の決算 (在庫監査 は病院・水道 事業の棚卸)	令和 3 年度 決算に係る 財政健全化 比率・資金不 足比率	令和 4 年度 事務の執行 及び事業の 執行、管理	

上記のほか、財政援助団体等に対する監査（法第 199 条第 7 項の規定による監査）は、必要に応じて実施する。

随時監査（法第 199 条第 5 項の規定による監査）、公金の収納又は支払事務に関する監査（法第 235 条の 2 第 2 項又は地方公営企業法第 27 条の 2 第 1 項の規定による監査）は、必要に応じて実施する。

住民の直接請求に基づく監査（法第 75 条第 1 項の規定による監査）、議会の要求に基づく監査（法第 98 条第 2 項の規定による監査）、町長の要求に基づく監査（法第 199 条第 6 項の規定による監査）は、請求に係る事務の執行について実施する。

住民監査請求に基づく監査（法第 242 条の規定による監査）は、請求の内容について実施する。

請願の措置としての監査（法第 125 条の規定による監査）は、議会が採択した請願のうち、監査委員において監査することにより措置することが適当と認められるものについて実施する。

町長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第 243 条の 2 第 3 項又は地方公営企業法第 34 条の規定による監査）は、要求に係る事実の有無等について実施する。

《 参 考 》

令和4年度 例月出納検査等予定表

朝日町監査委員事務局

例月出納検査

- ・ 4月27日(水) 9:30【在庫監査実施】
- ・ 5月27日(金) 13:30
- ・ 6月27日(月) 13:30
- ・ 7月27日(水) 13:30
- ・ 8月29日(月) 13:30
- ・ 9月27日(火) 13:30
- ・ 10月28日(金) 13:30
- ・ 11月25日(金) 13:30
- ・ 12月27日(火) 13:30
- ・ 1月27日(金) 13:30
- ・ 2月28日(火) 13:30
- ・ 3月27日(月) 13:30

例月出納検査の時間割は下記のとおりです。

出 納 室・・・13時30分～14時30分
建設水道課・・・14時30分～15時30分
町立病院・・・15時30分～16時30分

例月出納検査の日程は年度当初の監査計画により定めることとなっているが、毎月27日頃を定例としている。(法第235条の2)

決算審査 7月4日～8月3日(31日間) 実13日

財務監査 10月3日～10月21日(19日間) 実9日